

原子力発 第 2 2 4 3 7 号
令和 5 年 2 月 2 0 日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内 2 番 5 号

申請者名 四国電力株式会社

代表者氏名 取締役社長 社長執行役員

長 井 啓 介

令和 3 年 7 月 1 5 日付け，原子力発第 2 1 1 6 2 号をもって申請しました伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）を別添のとおり補正する。

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので
公開することはできません。

別 添

別紙 1 (設置変更許可等の経緯) の一部補正

別紙 2 (本文) の一部補正

添付書類目次の一部補正

添付書類五の一部補正

添付書類六の一部補正

添付書類八の一部補正

添付書類十一の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 3 - ~ - 10 -		(記載変更)	別紙-1に変更する。

別紙 1

伊方発電所原子炉設置変更許可等の経緯

許可年月日	許可番号	備 考
昭和48年 5月26日	48原第5305号	1号原子炉施設の変更 〔海水淡水化装置の設置〕
昭和50年 4月25日	50原第2101号	1号原子炉施設の変更 〔安全保護回路の変更〕
昭和50年12月17日	50原第9167号	1号原子炉施設の変更 〔使用済燃料貯蔵ラックの増設〕
昭和51年12月 9日	51安（原規）第166号	1号原子炉施設の変更 〔初装荷炉心におけるバーナブルポイ ズンの使用に係る変更〕
昭和52年 3月30日	52安（原規）第100号	2号炉増設
昭和52年 8月15日	52安（原規）第182号	1号原子炉施設の変更 〔取替燃料濃縮度の変更〕 〔取替炉心におけるバーナブルポイズ ンの使用に係る変更〕
昭和53年 8月15日	53安（原規）第206号	1号原子炉施設の変更 〔B型燃料の使用に係る変更〕
昭和54年 7月21日	54資庁第1833号	1号及び2号原子炉施設の変更 〔1号炉の新燃料貯蔵設備の増設〕 〔2号炉の出力分布調整用制御棒クラ スタ駆動装置の変更〕

許可年月日	許可番号	備 考
昭和54年 7月28日	54資庁第10264号	1号原子炉施設の変更 〔安全保護回路の変更〕
昭和54年11月24日	54資庁第11330号	2号原子炉施設の変更 〔新燃料貯蔵設備の増設〕 〔安全保護回路の変更〕
昭和56年 4月 3日	55資庁第13416号	1号及び2号原子炉施設の変更 〔発電所敷地の拡大〕 〔雑固体焼却設備の新設〕 〔固体廃棄物貯蔵庫の増設〕
昭和56年11月11日	56資庁第10698号	1号及び2号原子炉施設の変更 〔燃料取替体数及び取替燃料濃縮度の 変更〕
昭和58年10月27日	58資庁第11625号	1号及び2号原子炉施設の変更 〔新燃料貯蔵設備の増設〕 〔2号炉B型燃料の使用に係る変更〕
昭和61年 5月26日	59資庁第7577号	3号炉増設
平成元年11月28日	63資庁第13053号	3号原子炉施設の変更 〔蒸気発生器の水室鏡の変更〕 〔主蒸気安全弁の個数及び容量の変更〕 〔ほう酸注入タンクの削除〕 〔ドラム詰装置の変更〕

許可年月日	許可番号	備 考
平成 3年 7月23日	2資庁第9590号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [燃料集合体最高燃焼度の変更] [取替燃料の一部にガドリニア入り 燃料を使用] [ベイラの1, 2, 3号炉共用化] [使用済燃料の国内再処理委託先の 変更]
平成 8年 7月10日	7資庁第14393号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [3号炉核燃料物質取扱設備の一部 及び使用済燃料貯蔵設備の1, 2, 3号炉共用化] [1号炉蒸気発生器の取替え] [1, 2号炉出力分布調整用制御棒 クラスタの撤去] [1, 2号炉B型バーナブルポイズン の採用] [1, 2号炉液体廃棄物の廃棄設備の 一部共用化] [1号炉蒸気発生器保管庫の設置] [3号炉使用済樹脂貯蔵タンクの1, 2, 3号炉共用化]

許可年月日	許可番号	備 考
平成11年 1月26日	平成10・05・07資第6号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵 能力の変更] [1号炉出力分布調整用制御棒クラ スタ駆動装置の撤去] [1号炉蒸気発生器保管庫の保管対 象物の変更]
平成12年 5月30日	平成11・08・17資第1号	1号及び2号原子炉施設の変更並びに 1号, 2号及び3号使用済燃料の処分 の方法の変更 [2号炉出力分布調整用制御棒クラ スタ駆動装置の撤去] [2号炉蒸気発生器の取替え] [1号炉蒸気発生器保管庫の1, 2 号炉共用化] [使用済燃料の再処理委託先確認方 法の一部変更]
平成15年 8月13日	平成14・04・03原第27号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [燃料集合体最高燃焼度の変更] [1, 2号炉制御棒クラスタの増設 及び炉内構造物取替え] [蒸気発生器保管庫の保管対象物の 変更]

許可年月日	許可番号	備 考
平成18年 3月28日	平成16・11・01原第10号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [3号炉取替燃料の一部ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の装荷] [1, 2号炉安全保護回路の信号の変更] [1, 2号炉蓄電池負荷の変更] [1, 2, 3号炉放射性廃棄物廃棄施設の一部の1, 2号炉共用化又は1, 2, 3号炉共用化並びに1, 2号炉放射性廃棄物廃棄施設の一部の廃止]
平成19年 4月16日	平成18・10・20原第1号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用]
平成22年 5月19日	平成21・10・20原第30号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 [1, 2号炉蒸気発生器保管庫の1, 2, 3号炉共用化並びに蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更]

許可年月日	許可番号	備 考
平成27年 7月15日	原規規発第1507151号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う重大事故等対処に必要な施設及び体制の整備等〕
平成28年11月 2日	原規規発第16110238号	1号、2号及び3号使用済燃料の処分方法の変更 〔原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う変更〕
平成29年10月 4日	原規規発第1710043号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕
平成30年 6月27日	原規規発第1806272号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う所内常設直流電源設備（3系統目）の設置〕

許可年月日	許可番号	備考
平成30年12月12日	原規規発第1812123号	3号原子炉施設の変更 〔 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の追加 〕
平成31年 1月16日	原規規発第1901165号	3号原子炉施設の変更 〔 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映」及び「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に係る事項の追加 〕
令和 2年 1月29日	原規規発第2001295号	3号原子炉施設の変更 〔 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う有毒ガスの発生に対する防護方針の追加 〕
令和 2年 9月16日	原規規発第2009168号	3号原子炉施設の変更 〔 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置 〕

許可年月日	許可番号	備 考
令和 5年 2月 8日	原規規発第2302083号	3号原子炉施設の変更 〔 使用済樹脂貯蔵タンクの増設 〕

【原子力規制委員会設置法附則第 23 条第 1 項に基づく届出】

届出年月日	届出番号	備 考
平成25年 7月 8日 補正： 平成26年 4月 30日	原子力発第13120号 原子力発第14036号	3号炉核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項の追加
平成25年12月26日 補正： 平成26年 4月 30日	原子力発第13306号 原子力発第14035号	1号及び2号炉核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項の追加

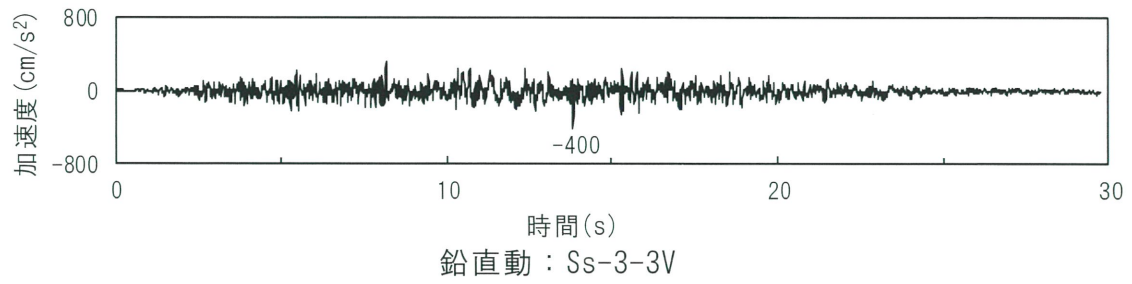
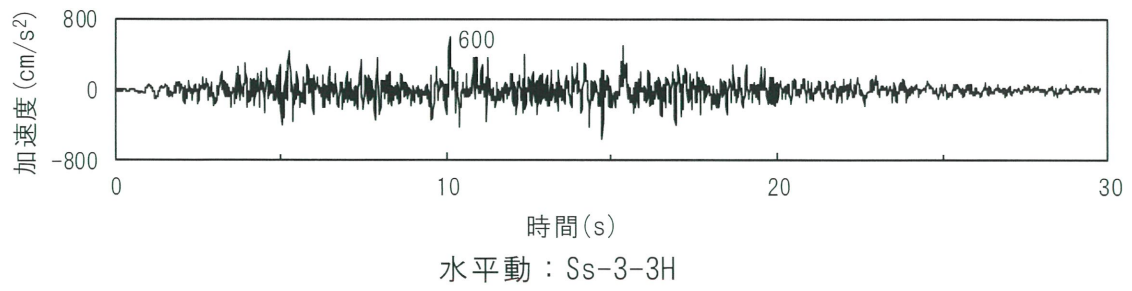
【原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項にて準用する同法附則第 4 条第 1 項に基づく届出】

届出年月日	届出番号	備 考
令和 2年 4月 1日	原子力発第19472号	1号、2号及び3号炉核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の五第二項第十一号に掲げる事項の追加

別紙 2（本文）の一部補正

別紙 2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 19 -		第 14 図 基準地震動 Ss-3-3 の時刻歴波形	別紙-1 に変更する。



第14図 基準地震動Ss-3-3の時刻歴波形

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 21 -	上 4	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
	上 9	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
	下 4	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
- 22 -	上 8	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
	下 6	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
- 23 -	上 4	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
	上 10	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…
	下 5	令和 <u>2</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日付け原 規規発第 <u>2009168</u> 号をも って…	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日付け原 規規発第 <u>2302083</u> 号をも って…

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
5-1	上 10	令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 1 日…	令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月 1 日…
5-2	上 4～上 6	…，大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務， <u>炉心の管理</u> …	…，大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 <u>及び非常時の措置に関する業務を</u> ， <u>原子燃料課は炉心の管理</u> …
	上 6～上 7	…燃料の管理に関する業務 <u>並びに非常時の措置に関する業務を</u> ， …	…燃料の管理に関する業務 <u>_____を</u> ， …
	上 10～上 11	…， <u>保修統括課_____，機械計画第一課</u> …	…， <u>保修統括課は</u> ， <u>発電用原子炉施設の保修，改造に関する総括業務，火災（初期消火活動に関する業務を除く。）</u> ， <u>内部溢水，火山現象（降灰）による影響が発生し，又は発生する恐れがある場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務及びその他自然災害発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を</u> ， <u>機械計画第一課</u> …
	上 13	…， <u>土木建築_____課及び耐震工事課は</u> 発電用原子炉施設のうち…	…， <u>土木建築保守課_____は</u> 発電用原子炉施設のうち…
	下 13～下 6	… <u>土木・建築設備の保修，改造に関する業務を</u> ， <u>防災課は火災，内部溢水，火山現象（降灰）による影</u>	… <u>土木・建築設備の保修，改造に関する業務を</u> ， <u>土木建築工事課は</u> 発電用原子炉施設のうち <u>土木・</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
		<p><u>響が発生し，又は発生する恐れがある場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務及びその他自然災害発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を，訓練計画課は重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育及び訓練に関する業務を，施設防護課・・・</u></p>	<p><u>建築設備の工事に関する業務を，総務課は初期消火活動に関する業務を，施設防護課・・・</u></p>
5-3	下 6～下 1	<p>・・・，令和<u>3</u>年<u>3</u>月 1 日現在，原子力本部の原子力部及び伊方発電所並びに土木建築部における技術者の人数は <u>408</u> 名である。</p> <p>このうち，10 年以上の経験年数を有する特別管理者が <u>59</u> 名在籍している。伊方発電所における技術者の人数は <u>302</u> 名である。</p>	<p>・・・，令和<u>4</u>年<u>7</u>月 1 日現在，原子力本部の原子力部及び伊方発電所並びに土木建築部における技術者の人数は <u>416</u> 名である。</p> <p>このうち，10 年以上の経験年数を有する特別管理者が <u>56</u> 名在籍している。伊方発電所における技術者の人数は <u>312</u> 名である。</p>
5-4	上 2 上 4～上 9	<p>令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 1 日 現在，・・・</p> <p>原子炉主任技術者 <u>15</u> 名 第一種放射線取扱主任者 <u>57</u> 名 第一種ボイラー・タービン主任技術者 4 名 第一種電気主任技術者 <u>7</u> 名</p>	<p>令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月 1 日 現在，・・・</p> <p>原子炉主任技術者 <u>13</u> 名 第一種放射線取扱主任者 <u>55</u> 名 第一種ボイラー・タービン主任技術者 4 名 第一種電気主任技術者 <u>10</u> 名</p>

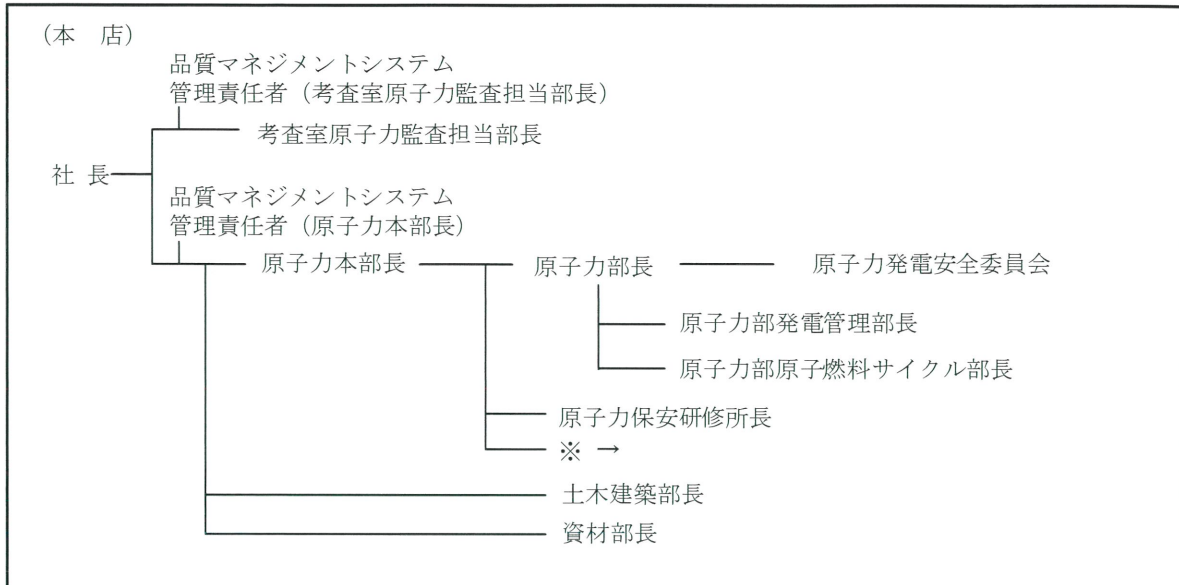
頁	行	補 正 前	補 正 後
		運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 <u>15</u> 名	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 <u>14</u> 名
	下 5	令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 1 日 現在, …	令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月 1 日 現在, …
5-5	下 11～ 下 10	…, <u>43</u> 年を超える…	…, <u>45</u> 年を超える…
	下 5～下 4	…重大事故等対処施設等の工事____を実施している。	…重大事故等対処施設等の工事, <u>令和元年には特定重大事故等対処施設設置工事</u> を実施している。
5-11	上 3～上 4	…, 人材育成課長, <u>安全管理部長, 防災課長又は訓練計画課長の職位</u> とすることで, …	…, 人材育成課長 <u>又は安全管理部長____の職位</u> とすることで, …
5-12		第 5.1 表 原子力本部の原子力部及び伊方発電所並びに土木建築部の技術者及び有資格者の人数	別紙 5-1 に変更する。
5-13		第 5.1 図 原子力関係組織 (1/2) (令和 3 年 3 月 1 日現在)	別紙 5-2 に変更する。
5-14		第 5.1 図 原子力関係組織 (2/2) (令和 3 年 3 月 1 日現在)	別紙 5-3 に変更する。
5-15		第 5.2 図 原子力防災組織 (令和 3 年 3 月 1 日現在)	別紙 5-4 に変更する。
5-16		第 5.3 図 原子力発電所品質保証文書体系 (令和 3 年 3 月 1 日現在)	別紙 5-5 に変更する。

第 5.1 表 原子力本部の原子力部及び伊方発電所並びに
土木建築部の技術者及び有資格者の人数

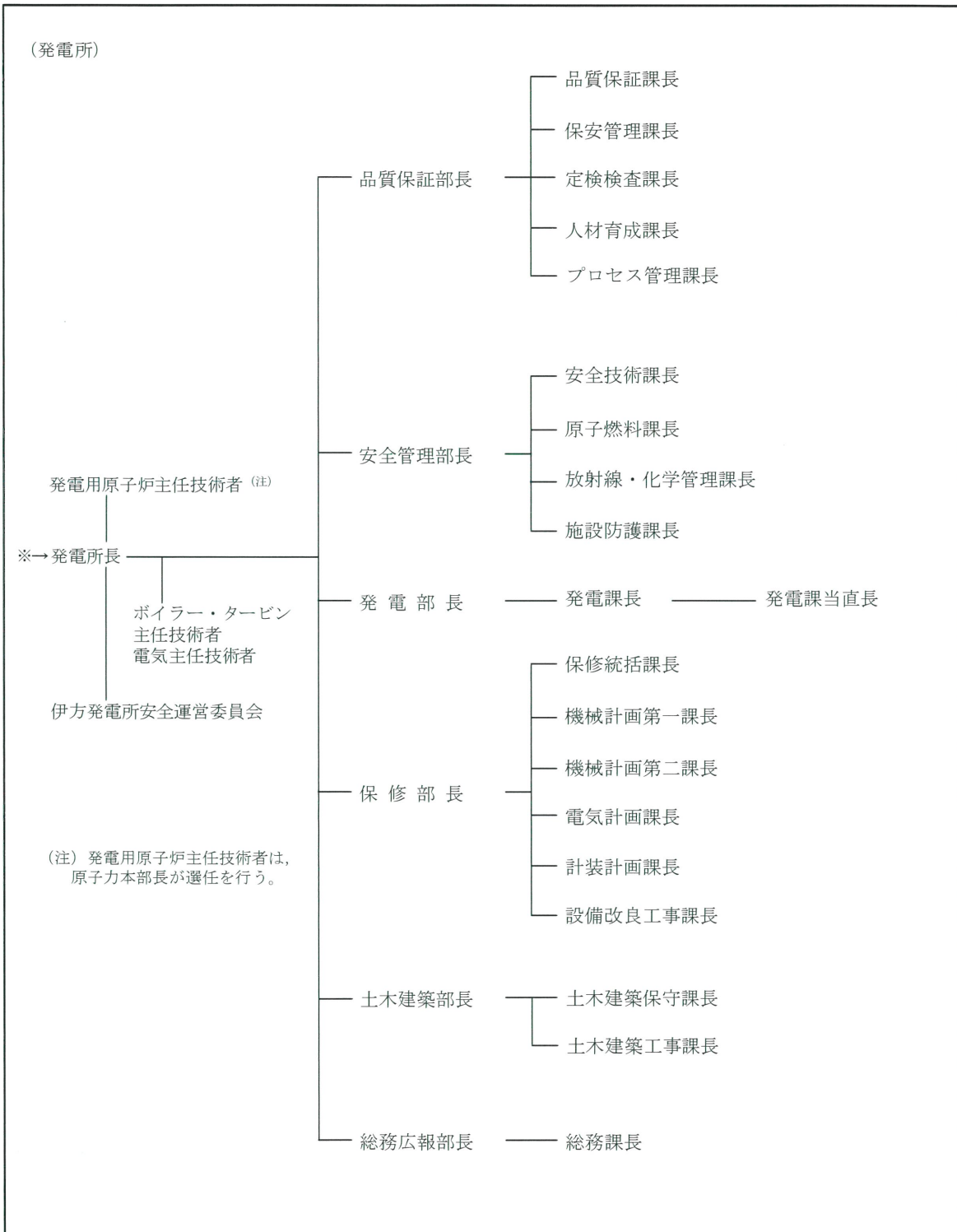
(令和 4 年 7 月 1 日現在)

	技術者の総人数	技術者のうち特別管理者の人数※	技術者のうち有資格者の人数				
			原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種放射線取扱主任者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第一種電気主任技術者有資格者の人数
原子力部	55	13	5	22	0	0	2
土木建築部	49	9	0	0	0	0	0
伊方発電所	312	34	8	33	14	4	8

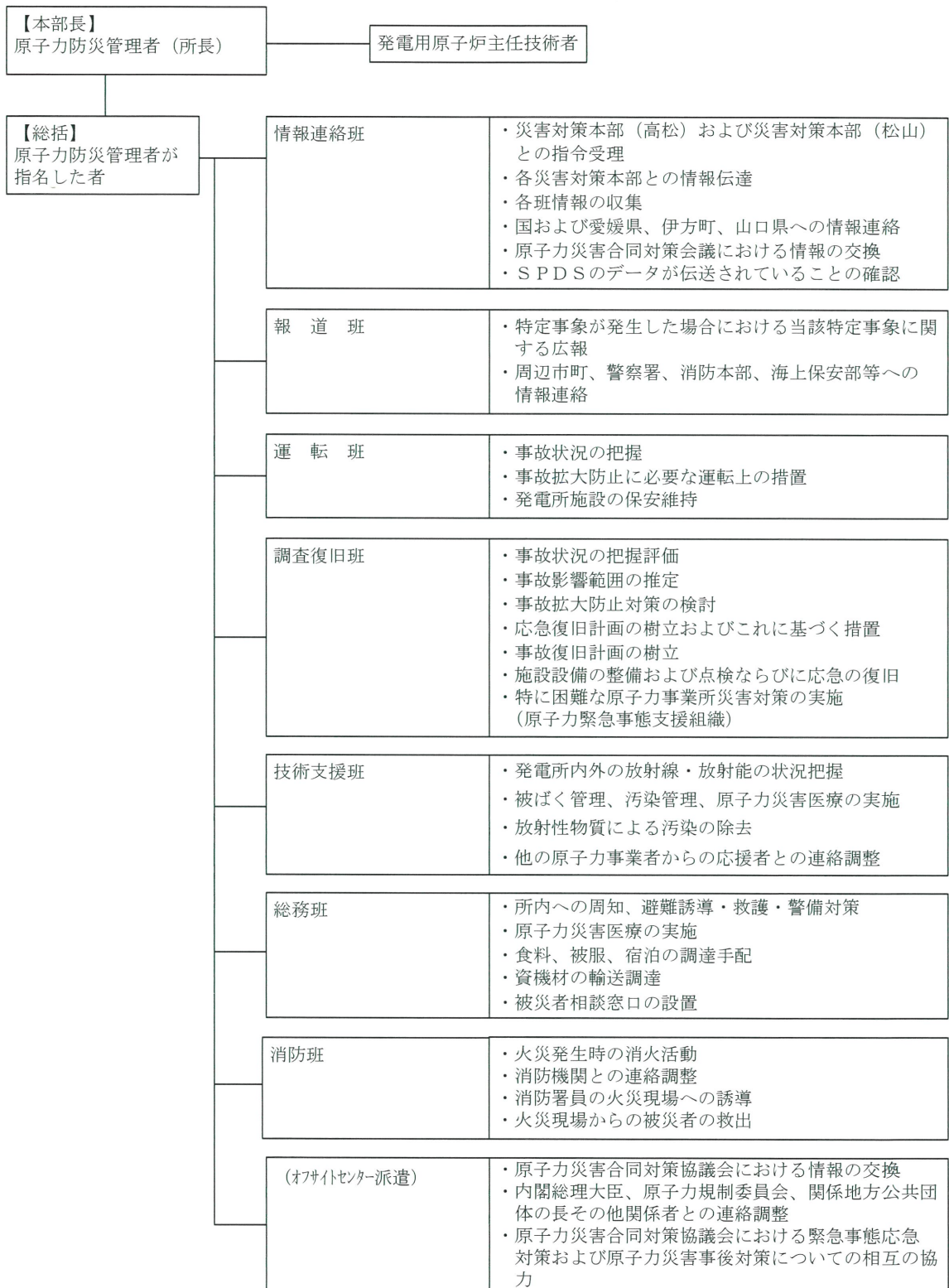
※:特別管理者は、技術者としての経験年数 10 年以上を有している。



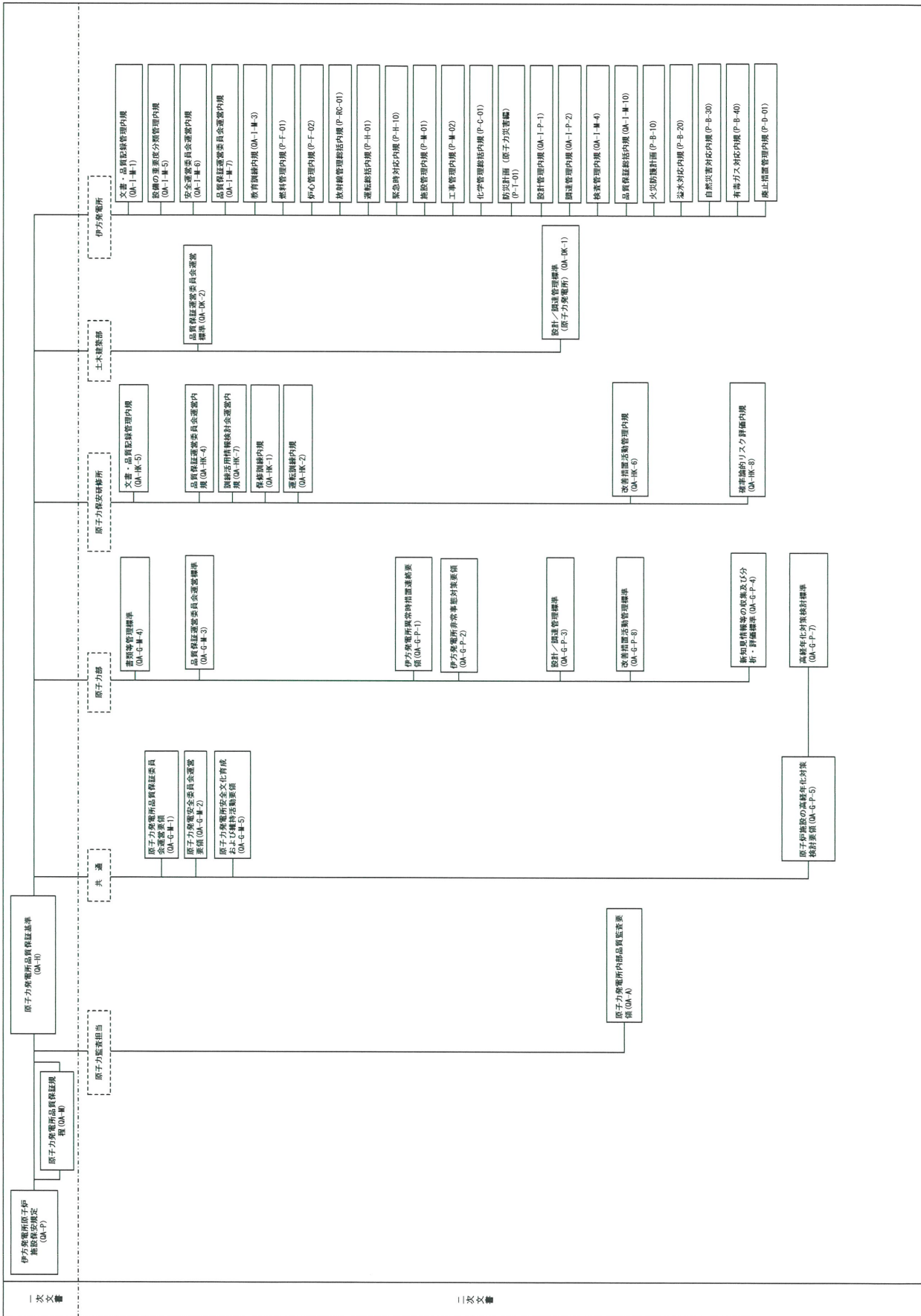
第 5.1 図 原子力関係組織 (1/2) (令和 4 年 7 月 1 日現在)



第 5.1 図 原子力関係組織 (2/2) (令和 4 年 7 月 1 日現在)



第 5.2 図 原子力防災組織（令和 4 年 7 月 1 日現在）



第 5.3 図 原子力発電所品質保証文書体系 (令和 4 年 7 月 1 日現在)

添付書類六の一部補正

添付書類六を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
6(3)-目-1 ～ 6(3)-5-13		(記載変更)	別紙 6-1 に変更する。

別添 2

添 付 書 類 六

変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、
水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

令和 5 年 2 月 8 日付け原規規発第2302083号をもって設置変更許可を受けた伊方発電所の原子炉設置変更許可申請書の添付書類六の記述のうち、項目及び記述について別表 1 のとおり、表及び図について別表 2 のとおり読み替え又は削除するとともに、下記内容の一部を変更又は追加する。

記

(3 号炉)

3. 地 盤

3.2 敷地周辺の地質・地質構造

3.2.4 四国北西部の中央構造線断層帯の総合評価

3.2.4.4 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2017)による知見

3.6 原子炉施設（特定重大事故等対処施設及び使用済燃料乾式貯蔵施設を除く）設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.6.1 基礎地盤の安定性評価

3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

- (1) 解析条件
 - d. 入力地震動
- (4) 評価結果
 - b. 支持力
- 3.6.2 周辺斜面の安定性評価
 - (1) 解析条件
 - d. 入力地震動
- 3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤
 - 3.7.1 調査・検討内容
 - 3.7.1.3 土質試験
- 3.8 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価
 - 3.8.1 基礎地盤の安定性評価
 - 3.8.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価
 - (1) 解析条件
 - c. 物性値の設定
 - d. 入力地震動
 - (4) 評価結果
 - a. すべり安全率
 - b. 支持力
 - c. 基礎底面の傾斜
 - 3.8.1.3 地殻変動による基礎地盤の変形の影響評価
 - 3.8.2 周辺斜面の安定性評価
 - (1) 解析条件
 - d. 入力地震動

- (4) 評価結果
- 3.10 使用済燃料乾式貯蔵施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価
 - 3.10.1 基礎地盤の安定性評価
 - 3.10.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価
 - (1) 解析条件
 - d. 入力地震動
 - (4) 評価結果
 - b. 支持力
 - 3.10.2 周辺斜面の安定性評価
 - (1) 解析条件
 - d. 入力地震動
 - (4) 評価結果
 - 3.12 参考文献- 5. 地震
 - 5.5 基準地震動 S_s
 - 5.5.2 震源を特定せず策定する地震動
 - 5.5.2.2 検討対象地震の選定と震源近傍の観測記録の収集
 - (2) 「全国共通に考慮すべき地震動」(Mw6.5程度未満の地震)
 - (3) 震源を特定せず策定する地震動の設定
 - 5.5.3 基準地震動 S_s の策定
 - 5.5.3.2 震源を特定せず策定する地震動
 - 5.5.4 設計用模擬地震波
 - 5.5.6 地震調査委員会(2017)を踏まえた地震動評価への影響

- 5.5.6.1 断層全長の変更による影響
- 5.5.6.2 断層の活動区分の変更による影響
- 5.5.6.3 断層傾斜角の評価による影響
- 5.5.6.4 地震動評価への影響の確認結果
- 5.5.6.5 中央構造線第二版を踏まえた震源モデルによる地震動評価

5.5.7 地震調査委員会(2022)を踏まえた地震動評価への影響

- 5.5.7.1 プレート間地震の地震動評価への影響
- 5.5.7.2 海洋プレート内地震の地震動評価への影響
- 5.5.7.3 地震動評価への影響の確認結果

5.6 参考文献

7. 津波

7.7 基準津波の策定

7.7.2 地震調査委員会(2022)を踏まえた津波評価への影響

- 7.7.2.1 プレート境界付近に想定される地震に伴う津波のうち「南海トラフの巨大地震に伴う津波」への影響
- 7.7.2.2 プレート境界付近に想定される地震に伴う津波のうち「南海トラフから南西諸島までの領域を対象とした津波」への影響
- 7.7.2.3 津波評価への影響の確認結果

7.10 参考文献

表

第 3.6.4(1) 表	すべり安全率一覧表 (X-X' 断面, 基礎地盤)
第 3.6.4(2) 表	すべり安全率一覧表 (A-A' 断面, 基礎地盤)
第 3.6.4(3) 表	すべり安全率一覧表 (D-D' 断面, 基礎地盤)
第 3.6.5 表	支持力に対する解析結果
第 3.6.8(1) 表	すべり安全率一覧表 (X-X' 断面, 周辺斜面)
第 3.6.8(2) 表	すべり安全率一覧表 (C-C' 断面, 周辺斜面)
第 3.8.1 表	すべり安全率一覧 ([] 断面, 基礎地盤 ([] []))
第 3.8.3 表	解析用物性値
第 3.8.4(1) 表	すべり安全率一覧 (F-F' 断面, 基礎地盤)
第 3.8.4(2) 表	すべり安全率一覧 (G-G' 断面, 基礎地盤)
第 3.8.5 表	支持力に対する解析結果
第 3.8.6 表	鉛直方向の最大相対変位・傾斜
第 3.8.7 表	すべり安全率一覧 (F-F' 断面, 周辺斜面)
第 3.10.2(1) 表	すべり安全率一覧 (N-N' 断面, 基礎地盤)
第 3.10.2(2) 表	すべり安全率一覧 (O-O' 断面, 基礎地盤)
第 3.10.2(3) 表	すべり安全率一覧 (P-P' 断面, 基礎地盤)
第 3.10.3 表	支持力に対する解析結果
第 3.10.4 表	鉛直方向の最大相対変位・傾斜
第 3.10.5(1) 表	すべり安全率一覧 (O-O' 断面, 周辺斜面)
第 3.10.5(2) 表	すべり安全率一覧 (P-P' 断面, 周辺斜面)
第 5.5.14 表	設計用模擬地震波 (Ss-1H 及び Ss-1V 並びに Ss-3-3H 及び Ss-3-3V) の振幅包絡線の経時的変化
第 5.5.15 表	設計用模擬地震波 (Ss-1H 及び Ss-1V 並びに Ss-3-3H 及び

Ss-3-3V) の作成結果

第 5.5.16 表 基準地震動 Ss の最大加速度振幅

図

- 第 3.6.5(2) 図 解析用要素分割図 (A-A'断面)
- 第 3.6.5(3) 図 解析用要素分割図 (D-D'断面)
- 第 3.6.12 図 解析用要素分割図 (C-C'断面)
- 第 3.7.3(2) 図 (置換コンクリート) 範囲
- 第 3.8.2(1) 図 解析用岩盤分類図 (F-F'断面)
- 第 3.8.2(2) 図 解析用岩盤分類図 (G-G'断面)
- 第 3.8.3(1) 図 解析用要素分割図 (F-F'断面)
- 第 3.8.3(2) 図 解析用要素分割図 (G-G'断面)
- 第 3.8.6 図 解析用地下水位
- 第 3.8.8 図 解析用岩盤分類図 (F-F'断面)
- 第 3.8.9 図 解析用要素分割図 (F-F'断面)
- 第 3.10.2(1) 図 解析用岩盤分類図 (N-N'断面)
- 第 3.10.2(2) 図 解析用岩盤分類図 (O-O'断面)
- 第 3.10.2(3) 図 解析用岩盤分類図 (P-P'断面)
- 第 3.10.3(1) 図 解析用要素分割図 (N-N'断面)
- 第 3.10.3(2) 図 解析用要素分割図 (O-O'断面)
- 第 3.10.3(3) 図 解析用要素分割図 (P-P'断面)
- 第 3.10.6(1) 図 解析用地下水位 (N-N'断面及びO-O'断面)
- 第 3.10.6(2) 図 解析用地下水位 (P-P'断面)
- 第 3.10.8(1) 図 解析用岩盤分類図(O-O'断面)
- 第 3.10.8(2) 図 解析用岩盤分類図(P-P'断面)
- 第 3.10.9(1) 図 解析用要素分割図 (O-O'断面)
- 第 3.10.9(2) 図 解析用要素分割図 (P-P'断面)
- 第 5.5.34 図 標準応答スペクトル

- 第 5.5.35 図 震源を特定せず策定する地震動
- 第 5.5.42 図 「震源を特定せず策定する地震動」による基準地震動 S_s
- 第 5.5.43(2) 図 設計用模擬地震波 (S_s-3-3H , S_s-3-3V) の設計用応答スペクトルに対する応答スペクトル比
- 第 5.5.46(3) 図 基準地震動 S_s-3 の時刻歴波形
- 第 5.5.51 図 基準地震動 S_s-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較
- 第 5.5.55 図 プレート間地震の検討用地震の候補の再評価（日向灘第二版を踏まえた地震動評価）

変更前	変更後
5.5.2.3 検討対象地震の選定と震源 近傍の観測記録の収集	5.5.2.2 検討対象地震の選定と震源 近傍の観測記録の収集
5.5.2.3(1) Mw6.5以上の地震	5.5.2.2(1) 「地域性を考慮する地震 動」 (Mw6.5程度以上の地震)
5.5.2.3(2) Mw6.5未満の地震	5.5.2.2(2) 「全国共通に考慮すべき 地震動」 (Mw6.5程度未満の地震)
5.5.2.3(3) 震源を特定せず策定する 地震動の設定	5.5.2.2(3) 震源を特定せず策定する 地震動の設定
第 5.5.37 図	第 5.5.36 図
第 5.5.14 表	第 5.5.13 表
第 5.5.38～40 図	第 5.5.37～39 図
第 5.5.41 図	第 5.5.40 図
第 5.5.42 図	第 5.5.41 図
日本原子力学会(2007) ⁽⁷²⁾	日本原子力学会(2007) ⁽⁶⁸⁾
第 5.5.48 図	第 5.5.47 図
第 5.5.49 図	第 5.5.48 図
第 5.5.50 図	第 5.5.49 図
第 5.5.51 図	第 5.5.50 図
第 5.5.52 図	第 5.5.51 図

変更前	変更後
7.7 基準津波の策定	7.7 基準津波の策定 7.7.1 基準津波の策定

変更前	変更後
5.5.2.2 既往の知見	削除
5.5.2.3(4) 超過確率の参照	削除

(表)

変更前	変更後
第5.5.14表	第5.5.13表
基準地震動 S_s の応答スペクトル値	基準地震動 S_s の応答スペクトル値
第5.5.15表	第5.5.14表
設計用模擬地震波 S_s -1H及び S_s -1Vの 振幅包絡線の経時的変化	設計用模擬地震波 (S_s -1H及び S_s -1V 並びに S_s -3-3H及び S_s -3-3V) の振幅包 絡線の経時的変化
第5.5.16表	第5.5.15表
設計用模擬地震波 S_s -1H及び S_s -1Vの 作成結果	設計用模擬地震波 (S_s -1H及び S_s -1V 並びに S_s -3-3H及び S_s -3-3V) の作成結 果
第5.5.17表	第5.5.16表
基準地震動 S_s の最大加速度振幅	基準地震動 S_s の最大加速度振幅
第5.5.18表(1)	第5.5.17(1)表
第二版を踏まえて設定した断層パラ メータ (壇ほか(2011)による手法)	中央構造線第二版を踏まえて設定し た断層パラメータ (壇ほか(2011)によ る手法)
第5.5.18表(2)	第5.5.17(2)表
第二版を踏まえて設定した断層パラ メータ (Fujii and Matsu'ura(2000) による手法)	中央構造線第二版を踏まえて設定し た断層パラメータ (Fujii and Matsu'ura(2000)による手法)

(表)

変更前	変更後
第5.5.13表 検討対象となる内陸地殻内地震	削除

(図)

変更前	変更後
<p>第3.7.3図</p> <p> (セメント改良土)</p> <p>範囲</p> <p>第5.5.37図</p> <p>応答スペクトルに基づく手法による 基準地震動S_s</p> <p>第5.5.38図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (内陸地殻内地震)</p> <p>第5.5.39図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (海洋プレート内地震)</p> <p>第5.5.40図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (プレート間地震)</p> <p>第5.5.41図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (内陸地殻内地震・ハイブ リッド合成)</p>	<p>第3.7.3(1)図</p> <p> (セメント改良土)</p> <p>範囲</p> <p>第5.5.36図</p> <p>応答スペクトルに基づく手法による 基準地震動S_s</p> <p>第5.5.37図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (内陸地殻内地震)</p> <p>第5.5.38図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (海洋プレート内地震)</p> <p>第5.5.39図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (プレート間地震)</p> <p>第5.5.40図</p> <p>断層モデルを用いた手法による地震 動評価結果 (内陸地殻内地震・ハイブ リッド合成)</p>

(図)

変更前	変更後
第5.5.42図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S_s	第5.5.41図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S_s
第5.5.43図 「震源を特定せず策定する地震動」による基準地震動 S_s	第5.5.42図 「震源を特定せず策定する地震動」による基準地震動 S_s
第5.5.44図 設計用模擬地震波 (S_s-1H , S_s-1V) の設計用応答スペクトルに対する応答スペクトル比	第5.5.43(1)図 設計用模擬地震波 (S_s-1H , S_s-1V) の設計用応答スペクトルに対する応答スペクトル比
第5.5.45図 基準地震動 S_s-1 の時刻歴波形	第5.5.44図 基準地震動 S_s-1 の時刻歴波形
第5.5.46(1)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形	第5.5.45(1)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形
第5.5.46(2)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形	第5.5.45(2)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形
第5.5.46(3)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形	第5.5.45(3)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形
第5.5.46(4)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形	第5.5.45(4)図 基準地震動 S_s-2 の時刻歴波形

(図)

変更前	変更後
第5.5.46(5)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形	第5.5.45(5)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形
第5.5.46(6)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形	第5.5.45(6)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形
第5.5.46(7)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形	第5.5.45(7)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形
第5.5.46(8)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形	第5.5.45(8)図 基準地震動S _s -2の時刻歴波形
第5.5.47(1)図 基準地震動S _s -3の時刻歴波形	第5.5.46(1)図 基準地震動S _s -3の時刻歴波形
第5.5.47(2)図 基準地震動S _s -3の時刻歴波形	第5.5.46(2)図 基準地震動S _s -3の時刻歴波形
第5.5.48(1)図 ロジックツリー（敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）による地震）	第5.5.47(1)図 ロジックツリー（敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）による地震）
第5.5.48(2)図 ロジックツリー（その他の活断層で発生する地震）	第5.5.47(2)図 ロジックツリー（その他の活断層で発生する地震）

(図)

変更前	変更後
第5.5.48(3)図 ロジックツリー（南海地震・南海トラフの巨大地震）	第5.5.47(3)図 ロジックツリー（南海地震・南海トラフの巨大地震）
第5.5.48(4)図 ロジックツリー（領域震源モデル）	第5.5.47(4)図 ロジックツリー（領域震源モデル）
第5.5.49図 フラクタイルハザード曲線	第5.5.48図 フラクタイルハザード曲線
第5.5.50図 震源毎のハザード曲線（水平方向）	第5.5.49図 震源毎のハザード曲線（水平方向）
第5.5.51(1)図 基準地震動 S_s-1 と一様ハザードスペクトルの比較	第5.5.50(1)図 基準地震動 S_s-1 と一様ハザードスペクトルの比較
第5.5.51(2)図 基準地震動 S_s-2 と一様ハザードスペクトルの比較	第5.5.50(2)図 基準地震動 S_s-2 と一様ハザードスペクトルの比較
第5.5.52図 基準地震動 S_s-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較	第5.5.51図 基準地震動 S_s-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較
第5.5.53図 第二版を踏まえて設定した断層モデル	第5.5.52図 中央構造線第二版を踏まえて設定した断層モデル

(図)

変更前	変更後
<p>第5.5.54図</p> <p>応答スペクトルに基づく評価結果 (第二版を踏まえた地震動評価)</p>	<p>第5.5.53図</p> <p>応答スペクトルに基づく評価結果 (中央構造線第二版を踏まえた地震動 評価)</p>
<p>第5.5.55図(1)</p> <p>断層モデルを用いた手法による評価 結果(壇ほか(2011)による手法)(第 二版を踏まえた地震動評価)</p>	<p>第5.5.54(1)図</p> <p>断層モデルを用いた手法による評価 結果(壇ほか(2011)による手法)(中 央構造線第二版を踏まえた地震動評 価)</p>
<p>第5.5.55図(2)</p> <p>断層モデルを用いた手法による評価 結果(Fujii and Matsu'ura(2000)に よる手法)(第二版を踏まえた地震動 評価)</p>	<p>第5.5.54(2)図</p> <p>断層モデルを用いた手法による評価 結果(Fujii and Matsu'ura(2000)に よる手法)(中央構造線第二版を踏ま えた地震動評価)</p>

(図)

変更前	変更後
<p data-bbox="188 443 363 481">第5.5.34図</p> <p data-bbox="188 517 783 622">震源近傍の観測記録の応答スペクトル</p> <p data-bbox="188 667 363 705">第5.5.36図</p> <p data-bbox="188 741 794 996">震源を特定せず策定する地震動の年超過確率（(独)原子力安全基盤機構(2005)による地震基盤における評価, 水平方向)</p>	<p data-bbox="821 443 890 481">削除</p> <p data-bbox="821 667 890 705">削除</p>

3. 地 盤

3.2 敷地周辺の地質・地質構造

3.2.4 四国北西部の中央構造線断層帯の総合評価

3.2.4.4 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2017)による知見

四国北西部の中央構造線断層帯の総合評価に関わる知見として、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2011)による「中央構造線断層帯(金剛山地東縁-伊予灘)の長期評価(一部改訂)について」(以下「第一版」という。)の改訂が行われ、平成29年12月に「中央構造線断層帯(金剛山地東縁-由布院)の長期評価(第二版)」(地震調査研究推進本部地震調査委員会, 2017a)(以下「第二版」という。)として公表された。従来の評価や議論をより深めた内容であり、改訂のポイントは、「区間の追加」, 「区間の再整理」, 「活断層帯の全体像」とされている。

「区間の追加」は断層全長の変更に関わる内容であり、第二版では、第一版で評価した近畿地方の金剛山地の東縁から伊予灘に至る全長約360kmの区間に加えて、豊予海峡から大分平野を通過して由布岳^{ゆふだけ}付近に至る豊予海峡-由布院区間まで中央構造線断層帯の西端を延長し、全長約444kmと評価している(第3.2.114図)。これは、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2005)において、従来から別府-万年山断層帯の東端が中央構造線断層帯に連続している可能性があると言われていた点について、別府-万年山断層帯のうち豊予海峡-由布院区間が中央構造線断層帯の一部として見直されたものである。また、この見直しに伴い、従来の別府-万年山断層帯が細分され、「万年山

一崩平山断層帯の長期評価（第一版）」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017b）及び「日出生断層帯の長期評価（第一版）」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017c）として評価された。

「区間の再整理」は断層の活動区分の変更に関わる内容であり，従来，6つの区間に分割されていたものが，第二版では，①金剛山地東縁（長さ約16km），②五条谷（長さ約29km），③根来（長さ約27km），④紀淡海峡－鳴門海峡（長さ約42km），⑤讃岐山脈南縁東部（長さ約52km），⑥讃岐山脈南縁西部（長さ約82km），⑦石鎚山脈北縁（長さ約29km），⑧石鎚山脈北縁西部（長さ約41km），⑨伊予灘（長さ約88km），⑩豊予海峡－由布院（長さ約61km）の10の区間に区分されている（第3.2.114図）。四国北西部における区分の変更点としては，従来の石鎚山脈北縁西部－伊予灘区間の石鎚山脈北縁西部区間と伊予灘区間への分割であるが，両者の境界は「3.2.4.2 セグメント区分」において活動セグメントの境界とした重信引張性ジョグと対応する。

「活断層帯の全体像」は断層傾斜角の評価に関わる内容であり，従来から地質境界断層としての中央構造線と活断層としての中央構造線の関係について様々な議論がなされてきたところ，第二版では，高角度と中角度の両論を併記した上で，高角度の中央構造線断層帯と中央構造線との関係や中角である中央構造線が横ずれ卓越の運動を担えるかという点を踏まえ，中角度の可能性が高いとしている。前者に関して，第二版では，高角である中央構造線断層帯が下方において中角である中央構造

線を切断していることを示す事実は確認されていないとされているものの、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科(2017)によれば、豊予海峡一由布院区間において、「3.2.4.3 断層傾斜角」で示したアトリビュート解析の結果と同様に、北傾斜する地質境界断層が高角度の断層によって変位を受けている可能性を示唆する見解が示されている。また、後者に関して、第二版では、中央構造線は数千万年間以上にわたって断層活動を行ってきたと推測され、断層の強度や摩擦係数等が他の断層より小さいと想像されるとしている。

なお、第二版における「佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査がなされていない」、「三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要」との記載を踏まえ、高橋ほか(2020)では、第3.2.35図及び第3.2.49図で測線を示した探査データに基づき、伊予灘中部では佐田岬半島沿岸の中央構造線（和泉層群と三波川変成岩類との境界）が活断層ではないことが報告されている。

3.6 原子炉施設（特定重大事故等対処施設及び使用済燃料乾式貯蔵施設を除く）設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.6.1 基礎地盤の安定性評価

3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

(1) 解析条件

d. 入力地震動

入力地震動は、解放基盤表面（EL. +10.0m）で定義される基準地震動 S_s を一次元波動論によって地震応答解析モデルの入力位置で評価したものをを用いる。入力地震動の考え方を第 3.6.7 図に示す。

S_s -1（応答スペクトルに基づく手法による基準地震動）及び S_s -3-3（震源を特定せず策定する地震動）については水平動及び鉛直動の位相反転、 S_s -3-1 及び S_s -3-2（震源を特定せず策定する地震動）については水平動の位相反転を考慮する。

S_s -2（断層モデルを用いた手法による基準地震動）については指向性を有する地震動として策定されているため、東西断面には東西成分、南北断面には南北成分、東西・南北方向から角度を有する断面には断面方向に合うよう方位変換を実施した成分を入力し、位相反転は実施しない。

(4) 評価結果

b. 支持力

基礎底面の支持力に対する解析結果を第 3.6.5 表に示す。地震時最大接地圧は、3号炉原子炉建屋基礎底面で 2.15N/mm^2 、緊急時対策所基礎底面で 0.23N/mm^2 、重油タンク基礎底面で 0.24N/mm^2 である。

耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤は、㊤級以上の堅硬な岩盤で構成されている。㊤級岩盤を対象とした平板載荷試験の結果、最大 7.84N/mm^2 (80kg/cm^2) の応力域においても㊤級岩盤は十分弾性挙動を示しており、極限支持力は 7.84N/mm^2 (80kg/cm^2) 以上であると評価できるので、

基礎地盤は十分な支持力を有している。

以上のことから、基礎地盤は支持力に対して十分な安全性を有している。

3.6.2 周辺斜面の安定性評価

(1) 解析条件

d. 入力地震動

入力地震動は、解放基盤表面（EL.+10.0m）で定義される基準地震動 S_s を一次元波動論によって地震応答解析モデルの入力位置で評価したものをを用いる。入力地震動の考え方を第 3.6.7 図に示す。

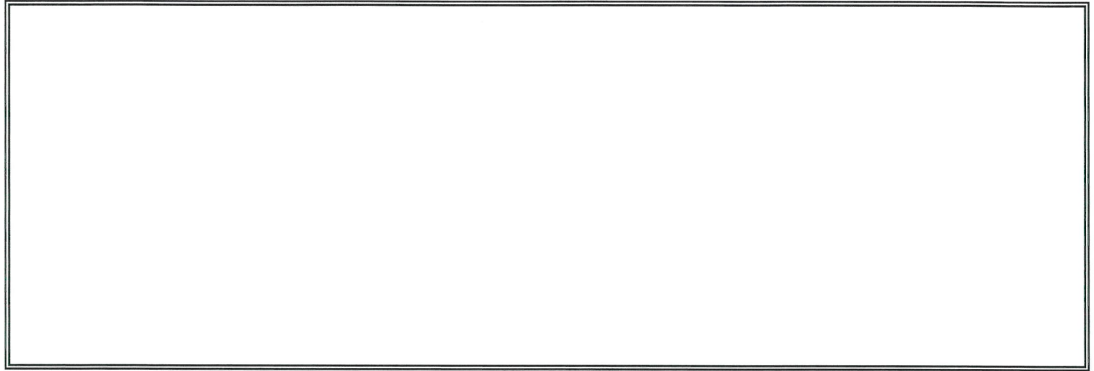
S_s -1（応答スペクトルに基づく手法による基準地震動）及び S_s -3-3（震源を特定せず策定する地震動）については水平動及び鉛直動の位相反転、 S_s -3-1 及び S_s -3-2（震源を特定せず策定する地震動）については水平動の位相反転を考慮する。

S_s -2（断層モデルを用いた手法による基準地震動）については指向性を有する地震動として策定されているため、東西断面には東西成分、南北断面には南北成分、東西・南北方向から角度を有する断面には断面方向に合うよう方位変換を実施した成分を入力し、位相反転は実施しない。

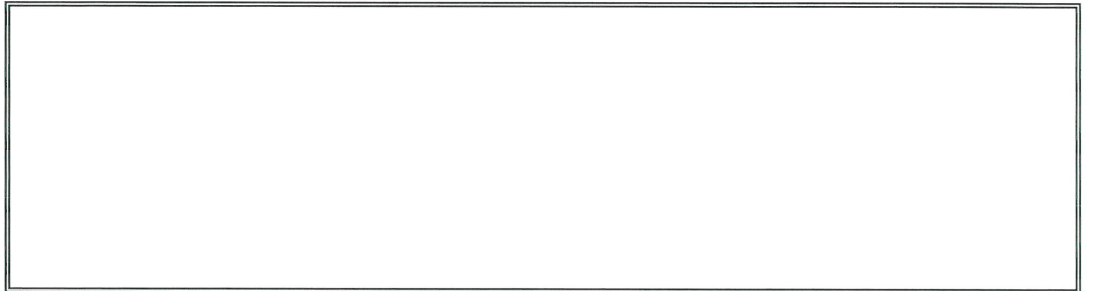
3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤

3.7.1 調査・検討内容

3.7.1.3 土質試験



各種試験結果を踏まえ、物理特性として単位体積重量，強度特性としてせん断強度及び内部摩擦角，変形特性として弾性係数，ポアソン比及び減衰定数を設定した。



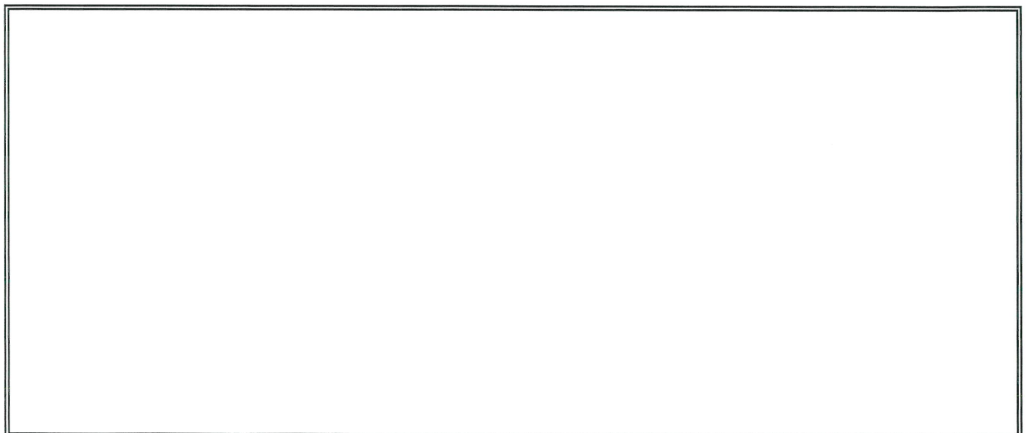
3.8 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.8.1 基礎地盤の安定性評価

3.8.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

(1) 解析条件

c. 物性値の設定



d. 入力地震動

入力地震動は、解放基盤表面（EL.+10.0m）で定義される基準地震動 S_s を一次元波動論によって地震応答解析モデルの入力位置で評価したものをを用いる。入力地震動の考え方を第 3.8.5 図に示す。

S_s -1（応答スペクトルに基づく手法による基準地震動）及び S_s -3-3（震源を特定せず策定する地震動）については水平動及び鉛直動の位相反転， S_s -3-1 及び S_s -3-2（震源を特定せず策定する地震動）については水平動の位相反転を考慮する。

S_s -2（断層モデルを用いた手法による基準地震動）については指向性を有する地震動として策定されているため，東西断面には東西成分，南北断面には南北成分，東西・南北方向から角度を有する断面には断面方向に合うよう方位変換を実施した成分を入力し，位相反転は実施しない。

(4) 評価結果

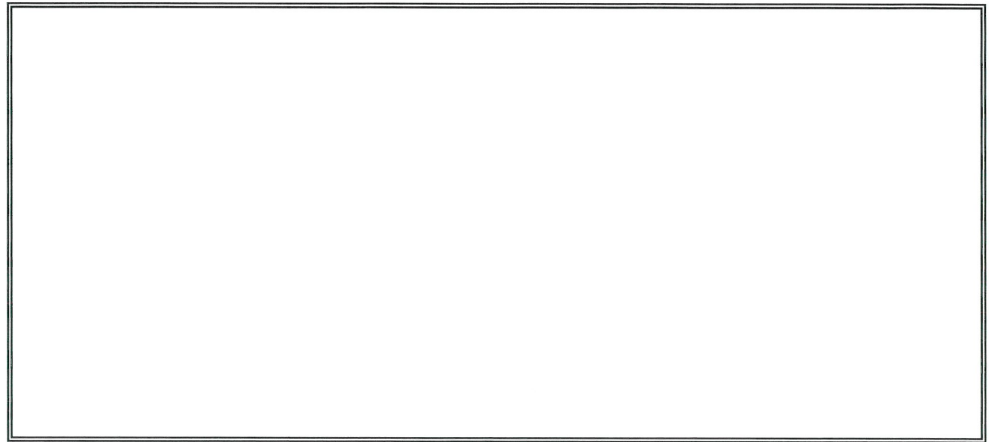
a. すべり安全率

想定すべり面におけるすべり安全率を第 3.8.4 表に示す。最小すべり安全率は，F-F' 断面で 2.2，G-G' 断面で 3.4 であり，いずれも評価基準値 1.5 を上回る。

以上のことから，基礎地盤はすべりに対して十分な安全性を有している。

b. 支持力

基礎底面の支持力に対する解析結果を第 3.8.5 表に示す。



以上のことから、基礎地盤は支持力に対して十分な安全性を有している。

c. 基礎底面の傾斜

基礎底面両端の鉛直方向の最大相対変位・傾斜を第 3.8.6 表に示す。地震時における 基礎底面の最大傾斜は 1/24,000 である。基礎底面に生じる傾斜は、評価基準値の目安である 1/2,000 を下回っていることから、重要な機器・システムの安全機能に支障を与えるものではない。

以上のことから、基礎地盤は傾斜に対して十分な安全性を有している。

3.8.1.3 地殻変動による基礎地盤の変形の影響評価

敷地内及び敷地近傍には震源として考慮する活断層が分布していないことを確認していることから、敷地において地殻の広域的な変形による著しい地盤の傾斜が生じることはないが、敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）は、敷地に比較的近く規模が大きい中央構造線断層帯及び別府－万年山断層帯であるため、当該断層の活動に伴い生じる地盤の傾斜について評価を実施する。地殻変動量の算出には、「3.6.1.3 地殻変動に

よる基礎地盤の変形の影響評価」に記載のとおり，Mansinha, L. and Smylie, D. E. (1971) の手法を用いた。その結果，地盤の最大傾斜は 1/28,000 である。また，地震動による傾斜との重畳を考慮した場合においても，基礎底面の最大傾斜は 1/12,000 であり，評価基準値の目安である 1/2,000 を下回っていることから，重要な機器・系統の安全機能に支障を与えるものではない。

3.8.2 周辺斜面の安定性評価

(1) 解析条件

d. 入力地震動

入力地震動は，解放基盤表面 (EL. +10.0m) で定義される基準地震動 S_s を一次元波動論によって地震応答解析モデルの入力位置で評価したものをを用いる。

S_s -1 (応答スペクトルに基づく手法による基準地震動) 及び S_s -3-3 (震源を特定せず策定する地震動) については水平動及び鉛直動の位相反転， S_s -3-1 及び S_s -3-2 (震源を特定せず策定する地震動) については水平動の位相反転を考慮する。

S_s -2 (断層モデルを用いた手法による基準地震動) については指向性を有する地震動として策定されているため，東西断面には東西成分，南北断面には南北成分，東西・南北方向から角度を有する断面には断面方向に合うよう方位変換を実施した成分を入力し，位相反転は実施しない。

(4) 評価結果

想定すべり面におけるすべり安全率を第 3.8.7 表に示す。最小すべり安全率は 2.1 であり，評価基準値 1.2 を上回る。

以上のことから，周辺斜面はすべりに対して十分な安全性を有している。

3.10 使用済燃料乾式貯蔵施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.10.1 基礎地盤の安定性評価

3.10.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

(1) 解析条件

d. 入力地震動

入力地震動は，解放基盤表面（EL.+10.0m）で定義される基準地震動 S_s を一次元波動論によって地震応答解析モデルの入力位置で評価したものをを用いる。入力地震動の考え方を第 3.10.5 図に示す。

S_s -1（応答スペクトルに基づく手法による基準地震動）及び S_s -3-3（震源を特定せず策定する地震動）については水平動及び鉛直動の位相反転， S_s -3-1 及び S_s -3-2（震源を特定せず策定する地震動）については水平動の位相反転を考慮する。

S_s -2（断層モデルを用いた手法による基準地震動）については指向性を有する地震動として策定されているため，東西断面には東西成分，南北断面には南北成分，東西・南北方向から角度を有する断面には断面方向に合うよう方位変換を実施した成分を入力し，位相反転は実施しない。